

第56回 佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

平成25年10月7日（月曜日）

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	伊 東 静 夫	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	小 林 裕 和
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 64 号 佐用町子ども・子育て会議条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 2. 認定第 1 号 平成 24 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 3. 認定第 2 号 平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 4. 認定第 3 号 平成 24 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 5. 認定第 4 号 平成 24 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6. 認定第 5 号 平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7. 認定第 6 号 平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8. 認定第 7 号 平成 24 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9. 認定第 8 号 平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10. 認定第 9 号 平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11. 認定第 10 号 平成 24 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12. 認定第 11 号 平成 24 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13. 認定第 12 号 平成 24 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 14. 認定第 13 号 平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 15. 認定第 14 号 平成 24 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 16. 認定第 15 号 平成 24 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 17. 発議第 3 号 道州制導入に反対する意見書の提出について
- 日程第 18. 発議第 4 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
- 日程第 19. 議案第 79 号 平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 20. 議案第 80 号 訴えの提起について
- 日程第 21. 請願第 3 号 佐用町住宅リフォーム工事助成制度の創設を求める請願の継続審査について
- 日程第 22. 閉会中の委員会所管事務調査等について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。早朝よりおそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

また、9月の10日の開会日以来、本会議、また、常任委員会、決算特別委員会等でご出席をいただき、各慎重にご審議を賜り、誠に御苦労さんでございました。ありがとうございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1．議案第64号 佐用町子ども・子育て会議条例の制定について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 日程第1、議案第64号、佐用町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

議案第64号については、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。

厚生常任委員長、山田弘治君。はい、お願いします。

〔厚生常任委員長 山田弘治君 登壇〕

厚生常任委員長（山田弘治君） それでは、9月10日第56回定例会開会日において、厚生常任委員会に付託されました議案第64号、佐用町子ども・子育て会議条例の制定について、審査の過程及び結果について報告をいたします。

平成25年9月18日、午前9時30分に委員会を開会し、同10時25分に付託案件審査を終了をしております。

場所ではありますが、役場3階、委員会室兼議員控室。

出席者につきましては、山田、石堂、山本、平岡、矢内、西岡議長であります。

当局からは、町長、副町長、健康福祉課長、子育て支援室副室長、総務課長であります。

事務局からは、局長、局長補佐であります。

初めに、議長、町長の挨拶を受けた後、直ちに委員会を開会し、議案第64号、佐用町子ども・子育て会議制定についての審査に入りました。

当局からの追加説明を受けました。

健康福祉課長の説明であります。条例制定の背景については、教育委員会の教育、保育、子育て支援を総合的な仕組みが国において、平成24年の8月に、子ども・子育て支援法が制定され公布されております。これは、質の高い乳幼児の教育、乳幼児期の教育、保育の総合的な調整、また、都市部での待機児童対策について、総合的に、地域の子供、子育ての支援を充実していくための、今回の法律の公布であります。

この法律によりまして、全国の各市町村において、子ども・子育て支援の事業計画を策定しなければならないと法律上になりました。

この計画の策定等に関しては、関係者から多くの意見を聞くために、合議制の機関、子ども・子育て会議の設置を求められており、本町においても、この計画の策定にあたり、幼稚園・保育園、また、地域の子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保、その内容、または、実施時期について、広く意見を聞くこと、子育て支援施策の調査・審議をする機関として、この度、子ども・子育て支援会議を設置するための条例を制定するものとの追加説明を受けました。

その後、委員からの問いでありますけれども、条例案の第3条組織の中の(3)でうたわれている組織委員は、15名以内で組織することとなっているが、具体的にどうなっているのか。

答弁ですけれども、第3条の組織での子ども。子育て支援会議の委員15名以内ということで、提案しているが、県、近隣の市町、関係機関と、どういう形でやるか。また、一般公募をするのかも含め、現在、検討中ということでお願いしたい。

さらに委員の問いですけれども、今、佐用町にある子育て計画、次世代支援行動計画との関連性について説明を願いたい。

次世代育成支援法は、平成17年から26年度までの10年間の時限立法であるとうたわれている。子ども・子育てに関しては、同じ計画書ということなので、県の児童課の課長とも、いろいろ協議する中で、従来からある次世代の計画書も含めて、27年度以降は、それを取り入れてやっていただいていると、県の児童課長の了解を得ている。

さらに委員からの質問ですけれども、認定こども園について、町の基本的な考えは。

将来の佐用町の保育、幼児教育の具体的なニーズを見ながら、町として検討していきたい。

それから、さらに委員からですけれども、市、区、町、村の中には、合議体を置かないというところもあるが、どう理解しているのか。どう、理解したらいいのか。

合議体については、強制権はなく、努めなさいということになっている。

で、ほかに質疑がなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、討論を終結し、議案第64号は、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決をされました。

以上で、厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（西岡 正君） 厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対しての質疑及び、討論、採決を行います。

議案第64号について、委員長報告に対する質疑を行います。ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから、討論に入りますが、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論については、終結いたします。

これより議案第64号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第64号、佐用町子ども・子育て会議条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第2. 認定第1号 平成24年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

日程第3. 認定第2号 平成24年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

- 日程第 4. 認定第 3 号 平成 24 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 5. 認定第 4 号 平成 24 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6. 認定第 5 号 平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7. 認定第 6 号 平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8. 認定第 7 号 平成 24 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9. 認定第 8 号 平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10. 認定第 9 号 平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11. 認定第 10 号 平成 24 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12. 認定第 11 号 平成 24 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13. 認定第 12 号 平成 24 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 14. 認定第 13 号 平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 15. 認定第 14 号 平成 24 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 16. 認定第 15 号 平成 24 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 2 ないし第 16 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。
認定第 1 号ないし第 15 号については、所管の決算特別委員会に審査を付託しておりますので、決算特別委員長の審査報告を求めます。
決算特別委員長、山本幹雄君。

〔決算特別委員長 山本幹雄君 登壇〕

決算特別委員長（山本幹雄君） 第 56 回佐用町決算特別委員会、委員会報告を行います。
平成 25 年 9 月 11 日、12 日の両日、午前 9 時より役場 3 階議場において、全議員による平成 24 年度分決算特別委員会を開催し、認定第 1 号より認定第 15 号までの審査を行いました。その結果及び概要について報告いたします。
1 日目は、9 月 11 日、午前 9 時より開会し、午後 2 時 29 分散会いたしました。
説明のために出席した者としては、町長、副町長、教育長、及び関係各課長に、各支所長、そして関係課室長であります。

欠席者は、高木委員であります。

まず、認定第1号、平成24年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

財産による調書では、質疑として、土地の増減について。答弁は、河川改修等による移転の関係と、建物では、早瀬の第2集会所であり、平福の瓜生原邸、三日月のぶどうセンターの譲り受け等でございます。

質疑、住民から寄附された山本さんや片山さんの絵画等、また、埋蔵文化財はどうなっているか。答弁として、文化財の登録目録を整備し記録している。また、寄附については、今後、どうするかは、考える。

質疑、仕組債の件で、本町の3億円はどうなっているか。答弁、今、3億円の評価が、2億7,920万円余りで利息を1,145万円ほど受け取っているので、トータル2億9,000万円ほどになっている。このまま、継続するほうがよいと考えている。

町税については、質疑として、町民税の滞納について、総数と大口の分について伺う。答弁、収納率96.6パーセント、滞納分は2,209万996円を調定し、大口としては、300万円ぐらいの会社が1社ある。

質疑、所得割が昨年より7,300万円程度増額しているが。答弁として、年少扶養控除、特定扶養控除の関係、21年災害の雑損控除が3年目を迎え減っている。

質疑、不納欠損について、内容証明書とか督促をされ、親が不都合であるなら、その子への連絡をしているのか。答弁として、行方不明だとか、生活保護を受けているとか、差し押さえ財産もない。会社も倒産しているようなところを執行停止し、執行を停止したのち、3年経過したものがこの欄である。執行停止から3年を迎えるより先に、納期から5年を迎えて不納欠損になったというのがこの欄である。時効完成による欠損ということは、絶対にならないようにしている。

分担金及び負担金について。質疑、保育料について、昨年より増えている。園児数が11名減っているにもかかわらず。答弁、保護者の所得状況にもよるが、23年の徴収漏れも影響しているのも確か。

県支出金については、子宮頸がんワクチンについての質疑があり。答弁として、122名の接種者があり、副作用については、個別に通知させていただきました。

町債については、質疑として、交付税算入率について、地方債現在高が166億8,000万円あるが、どうなっているのか。答弁として、一般会計の交付税算入率は、今年74パーセントと、74.3パーセントとなっている。

一般会計歳入決算事項別明細書。

総務費については、質疑、記念品及び報償品代で、町内業者から調達されているか。答弁として、成人式の記念品で、もちろん町内業者です。町内で、賄えるものは、町内で賄い、できないものは町外業者も混じえ入札する。

質疑、備品購入費で電算システム変更にパソコン購入減について。答弁としまして、職員の減とか、消防の広域とかで、減になった。また、本体は、そのままにして、OSだけを交換したりした。

質疑、自主放送ハイビジョン事業化委託料について、未加入の方との差がつく。未加入の方に対する対策はどうする。答弁、加入していただくよう推奨していく。

質疑、防犯灯関係でLED灯での交換で、防犯灯、街路灯の区分分けは、自治会の承諾を受けて終わったのか。答弁、各集落へ行き説明を行った。ただ、まだ、つけて欲しいとの要望もある。基準に該当するところは、増設しているところです。

質疑として、償還金については、町税過誤納還付金で対前年600万円ほど増額になっている。その理由についてと、還付加算金はいくらになっているか。答弁としまして、21年

度の雑損控除の額を計算する時に、国なり県、町の見舞金とか支援金を差し引いた額を控除するとなっていたが、法改正で収入としないようになり、佐用町にも適用されるようになった。22年、23年度分も計算し、30件を還付した。また、別荘の固定資産税に住宅軽減をかけるということで計算し直し、287万円還付した。還付加算金に関しては、後で報告する。

農林水産費について、質疑、土づくりセンター、指定管理委託料を払っているが、運営費、機械の購入までも補助するのはいかがなものか。答弁として、補助金はトラクターの耐用年数等がきたということで、佐用町で保有するが、保険、車の管理も含め、JAのほうで行う。

質疑、町立ということであるが、それであるなら、牛糞を売ったり、散布したりしていると思うんですが、そういうものも含めて、収支の分かるものを提出してほしい。答弁、後で配布する。

質疑、新規就農総合支援事業について、その募集は、どのようになされたか。答弁、特に募集したりはしておりません。

質疑、住民参加型森林整備事業補助金についてで、山と農地との間に、緩衝地帯をつくるということをやっていると思いますが、これの成果はどうか。答弁として、地元にとつては、非常に明るくなったとか、獣害についても少なくなったと話されている。

質疑、後継者育成支援事業について伺う。答弁、青年部、女性部の活動で、復興イベント等の共催や事業の参加、ホルモンうどんや、しかコロケ、特産品PRや、防犯パトロール等の実施など、青年部、女性部の活動通じて後継者の育成を図っている。

質疑、河川雑草処理補助金について、燃料代だけの補助金ということであるが、危険な作業でもあり、高齢化もあるので、実情はどうなっているのか。答弁として、燃料代だけでなく、ジュース代、飲料水代も出している。

質疑、教育費について、スポーツクラブ 21 で保健体育事業と連携も考えているのではないか。答弁、今のところ二つを合わせて社会体育を振興していくのは難しい。

質疑、給食センターについて、地元産食材で1,700食の確保が難しいということであったが、今後、どのように拡大を図るのか。答弁としまして、野菜の会を35から40代の方が加盟してやっている。耕作面積は少ないのですが、全ての野菜とはいかないが、キャベツや大根に取りかかっており、今後、ジャンボピーマン等もつくっていただければと思っています。

続いて、災害復旧費としまして、質疑、資料で把握されている箇所は全て終わったのか。答弁、全て終了しております。

続いて、公債費に入ります。質疑、交付税算入率が46パーセントというのが前年より低い。公債費9億円というのは、算入率の低い起債だったのか。答弁、一般会計では74.3パーセントの算入率であると答弁。

以上をもちまして、一般会計に関する質疑を終了し、討論、採決を行い、賛成多数で原案のとおり認定されました。

続いて、特別会計に入ります。

認定第2、平成24年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、まず、歳入について伺いました。

質疑として、不納欠損、収入未済額、繰越は、何パーセント入って、その見通しはどうなっているのか。答弁、納税者と個別に折衝し、今後、徴収努力をしていく。

歳出については、当初予算の13億円は過大見積もりだったのか。答弁として、過去5年間の資料をもとに算定した。

質疑、24年度、何か特別に減るような要因はあったのか。答弁として、医療費分析はし

にくい。1、2年後、連合会からのデータをもとに進めている。

質疑、特定健診で、以前は送迎バスが出ていた。健診率を上げるために、送迎バスを出してほしい。答弁として、自分の体は自分で守る。近隣の方と乗り合わせていくとか、今は、送迎バスを出せない。

質疑を終了し、討論、採決を行い、賛成多数で原案のとおり認定いたしました。

続いて、認定第3号、平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑、24年度後期高齢者広域連合で保険料が定められている。22、23年度では、7万717円から7万5,027円、上昇幅は4,310円。本町では、1人当たりの保険料はいくらぐらいで、平均はどのくらいか。答弁、23年、1人当たり調定額が4万1,945円、24年度が4万6,630円。上昇幅は4,685円。

質疑を終了し、討論、採決を行い、賛成多数で原案のとおり認定いたしました。

続いて、認定第4号、平成24年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑、24年度税率が上がったと思うが、詳しい説明を。答弁、根拠的には、5,100です。

上昇分に関して普通徴収の滞納が大幅に増えた。答弁、料率は、負担と給付の公平という観点から3年間の高齢者計画の中で設計された。

続いて、介護保険サービス事業勘定についての質疑を行い、質疑として、要支援者ケアプラン作成費について、前年と比べて、かなり減っている。要因は。答弁、ほとんど同じ。若干、増えております。

質疑を終結し、討論、採決を行い、賛成多数で平成24年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

続いて、認定第5号、平成24年度朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑、短期宿泊事業に伴う食事代が減額となっている。実態として、どうなっているか。答弁、災害以降、災害当時21年、22年は、家庭の事情等で多かった。

質疑、入所対象にするのは高齢者であるが、基本的なところで説明してほしい。対象者は、基本的に65歳以上の高齢者で自分で生活できる方。歩行もでき、自分でトイレも行ける方。お風呂に入れる方を対象としている。要介護等の認定については、責任を持って朝霧園の方が、家庭の方と相談の上、申請している。

質疑、介護認定の対象者は、入所の対象者ではないわけですね。答弁、65歳前後で、要介護度が3、4であれば、基本的には特養、または、ヘルプ等、ショート等の利用の介護者は、入所判定委員会の中で、判定させていただいて、OKならば入所OK。だめな場合は、介護のほうのサービス利用をいただく。

質疑を終結し、採決を行い、賛成多数で、平成24年度朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

続いて、認定第6号、平成24年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

使用料が、対前年540万円の増になっている点と、使用料金は、どの程度の有収水量になっているのか。それと、河川改修で井戸水が利用できなくなっているところがある。それに関して水道料金を減額したいようなことはあるのか。答弁として、水道料金の増額については、自然増だと思う。簡易水道の有収水量ですが、それについては、やっておりません。河川改修に関しての減額措置についてはない。枯れ井戸については、県の補償の中で、仮設の詮を引っ張って対応。

質疑を終結し、採決を行い、賛成多数で、平成24年度簡易水道事業歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決いたしました。

続いて、認定第7号、平成24年度特定環境保全公共下水道事業特別会計の認定について。

質疑として、公共下水道事業実施設計委託料 818 万円について、これは、統合計画の委託料か。また、どのような入札を行ったのか。答弁、それであります。委託料は、下水道事業団にお願いしている。17 の下水道の、農集、コミプラ、公共下水、これを六つの処理区に統合したい。

質疑を終結し、採決を行い、全員賛成で認定第 7 号、平成 24 年度特定環境公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 8 号、平成 24 年度生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑もなく終結し、討論もなく、採決の結果、全員賛成で、認定第 8 号、平成 24 年度生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算は認定されました。

続いて、認定第 9 号、平成 24 年度西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑としまして、グループ用ロッジの年間稼働状況は。答弁、使用人数は、昨年度、8,853 人。営業日数は 285 日で、1 日平均 31 人です。家族用ロッジは 4,408 人で、営業日数は 327 日。1 日平均は 13 人です。

質疑を終結し、採決を行い、討論もなく、全員賛成で、認定第 9 号、平成 24 年度西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続きまして認定第 10 号、平成 24 年度笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑、佐用町の方には、お風呂をただにしてあげて、食事の売り上げ伸ばしたほうがいいのではないかと。答弁として、宿泊については、350 人ほど伸びている。食事は 1,000 名ほど減っている。入浴関係は増えている。割引等についても、今のところは考えていない。

質疑を終結し、討論もなく、全員賛成で認定第 10 号、笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 11 号、平成 24 年度歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑として、在宅寝たきり老人の訪問を行ったと思うが、何回行って、何人を診た。答弁、16 件でございます。

質疑を終了し、討論もなく、全員賛成で、認定第 11 号、平成 24 年度歯科保健特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続きまして認定第 12 号、平成 24 年度宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

質疑、討論もなく、全員賛成で、認定第 12 号、平成 24 年度宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続きまして認定第 13 号、平成 24 年度石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

特別会計でなく一般会計に戻すとか、町が特別会計を持つ必要がないように思うが。答弁、今は、事業を行っていないので、予算上は動いていないが、過去においては、木の伐採等で収入があつて、そういう時には必要になってくる。

質疑を終了し、討論もなく、全員賛成で、認定第 13 号、平成 24 年度石井財産区特別会計歳入歳出決算は、原案どおりに認定されました。

認定第 14 号、平成 24 年度農業共済事業特別会計決算認定について。

質疑としまして、決算の報告書様式が変わっているが、変わった意味は何か。答弁として、県のほうから示された所定の方法。

質疑、イノシシにやられて獣被害調査に来る前に刈り取ってしまう。早く刈らないと被害が大きくなってしなうとって刈り取られてしまう農家があると思うが、調査に来るのが遅いように思う。答弁、基本的に、刈る前に連絡くださいとお願いしている。調査前に刈り取られると保険対象にならない。

質疑を終結し、討論なし、全員賛成で認定第 14 号、平成 24 年度農業共済事業特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 15 号、平成 24 年度水道事業決算の認定について。

質疑、有収率、有収水量の率が 81.2 になっていると提案説明を受けた。監査委員の審査意見も、有収率の改善を求めている。これをやっているのであれば、会計が独立しているから、そういった手立てが必要ではないか。答弁として、有収率の低下は、21 年度からの河川改修等で、水道水源佐用、真盛、久崎、大酒についても、相当の被害を受けた。河川改修の絡みで、取水が、河床が下がるということで、取水についても改善しなければならない。簡易水道会計は、今後、企業会計に国のほうとしても方針が出ている。

質疑を終了し、討論に入るも討論なし、全員賛成で認定第 15 号、平成 24 年度水道事業会計決算は原案のとおり認定されました。

以上、15 会計の審議の概要を報告いたしました。

委員会議事録の全文は、議会事務局で保管しており、閲覧できます。詳細を調べたいと思われる方は、議会事務局のほうでご閲覧ください。

以上で、本特別委員会に付託を受けました決算審査の報告といたします。

議長（西岡 正君） 決算特別委員長の審査報告は終わりました。

それでは、認定第 1 号から順次、委員長の報告に対しての討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願いします。

まず、認定第 1 号、平成 24 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行いますか、ございますか。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 平成 24 年度佐用町一般会計決算に反対の立場から討論を行います。

平成 24 年度決算の実質単年度収支は、9 億 1,278 万 5,000 円の黒字となりました。この決算年度は繰上償還額が 9 億 4,000 万円と多く、これが黒字の要因となっております。

また、基金は、財政調整基金積立金 3 億 2,094 万 5,000 円をはじめ、町の基金総額は、平成 25 年 3 月 31 日現在で 93 億 9,921 万 2,000 円となりました。

ちなみに基金の総額を佐用町の 2,010 年国勢調査の人口 1 万 9,265 人で割ると、町民 1 人当たりの貯金は、49 万円となり、県平均の 12 万 8,000 円から見ると、飛びぬけて多い貯金額です。

佐用町の基金が多くなっている、その最大の要因は、平成 21 年度の水害後、特別地方交付税が平成 24 年度までの 4 年間で、災害がなかった場合の想定額より、約 27 億円も多く交付されたためです。

町は、その財源を町民生活の振興と地域活性化のために有効に使わず、基金に積み立てることを優先したことを指摘せざるを得ません。

また、町の借金である地方債現在高は、平成 24 年度は、一般会計と特別会計分の総額 285 億 5,567 万円ですが、このうち 197 億 7,254 万 7,000 円が交付税に算入されるため、実質の借金は 87 億 8,313 万円、町民 1 人当たり 45 万円ほどとなります。この佐用町の財政の実情をよく知っておられるはずの町当局は、しきりに地方交付税が一本算定になる平成 33 年度には、今よりも 15 億円も減額されるため、貯金を増やさなければならないと町民に説明をされております。

しかし、合併特例での地方交付税が減る一番の理由は、合併で、人件費が少なくなるからです。

人件費は、今でも、合併時より 8 億円も少なくなっております。仮に、今の職員数を 8 年後に 1 人も減らさないと仮定しても、8 年後に 15 億円減額の影響額から 8 億円を取り除く必要があります。

また、今後の地方交付税は、マイナス要因ばかりではありません。政府は、合併市町村の地方交付税に支所維持のための財政措置を行うことを検討しております。これが実現すれば、佐用町で、毎年 2 億円程度増えることが見込まれます。これらのことから、8 年後に、15 億円も交付税が減額されるため貯金が必要との、町の説明は、町民の要望を抑える者であり、佐用町の活性化に後ろ向きな町制運営であることを指摘しておきます。

町民の経済状態は、町税の減少に示されるように低調であり、厳しいものがあります。

こういう中で、本決算では、保育料の軽減、学校給食費の無料化などの子育て支援策、町民の文化活動を支援する公共施設の使用料の減免や、3 級町道工事での負担金、地元負担金の撤廃措置などが取られませんでした。

また、交通弱者の増加が見込まれる中、さよさよサービスの毎日運行、福祉タクシーの利用回数制限撤廃など、利用者負担の軽減と利便性の向上に取り組めておりません。

さらに、長寿祝い金の対象者の限定は、高齢者の楽しみを奪うことになりました。保育士の正職員化は保育の資質向上など、職員の職業意識の向上にとって重要で、取り組みが遅れております。

学校・園の統廃合は、町教委の対応が地域づくりの視点を欠き、多くの町民が議論の外に置かれたまま進められるという重大な問題があります。町は、町の活性化を町民に説明し、住民と十分議論すべきです。

町内商工業者の支援として、全国で実効性があるとして取り組まれている住宅リフォーム制度の実施に取り組めていません。

以上、町民の要望を退け、過疎化に拍車をかける決算であることを指摘して、反対討論とします。

議長（西岡 正君） はい、続いて、賛成の方、討論ございますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 認定第 1 号、平成 24 年度佐用町一般会計歳入歳出決算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回、審議を行いました 24 年度一般会計の決算内容については、既に、周知されているとおり実質の収支は、4,296 万 4,000 円の黒字であります。

で、この 24 年度の支出に伴う内容でいきますと非常に将来的に課題であります再生可能エネルギーに対する、非常に全国でも珍しい取り組みとしての民間との共同での取り組み、これを開始するための用地購入、それから共同事業の開始経費。2 億 7,000 万を含んでおります。

さらに言えば、21 年度災害に伴う関連の県の大きな復旧工事に関連し、町の委託事業分、これらの多く含んだ、非常に重要な決算内容だったというふうに認識をしております。

決算内容、具体的な数字からいきますと、既に報告があったように、経常収支比率においては、80.7、実質収支においては、0.5、将来負担比率においては、61 ということで、この 3 要素の項目について、全て昨年度以上の良化を示しております。

内容的にいけば、経常収支比率について、2 ポイント良化をしていますが、さらに今後、

良化の取り組みが必要、将来的には、75パーセント、これにさらに近づける努力は必要かなというふうに考えております。

しかしながら、24年度単年度でいきますと、先ほど申し上げたように重要な支出を伴い、さらに言えば、財政運営についても、このように数字が示すように、非常に安定した内容で、将来に向けても、この取り組みを強めていただきたいというふうに考えます。

内容的には、まだ、細かな点あります。特に、扶助費においては、特別会計に対し、法定外の繰り入れなんかも多く含み、住民の福祉の向上にも大きく寄与している内容ではないかと思えます。

以上、申し上げ、賛成の討論をいたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより認定第1号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、賛成、多数であります。よって、認定第1号、平成24年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第2号、平成24年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） 失礼します。

平成24年度国民健康保険特別会計決算認定の反対討論をいたします。

本決算の当初予算では、平成23年度の国保税の世帯当たり平均13万4,550円を14万8,426円に、1万3,876円、10.3パーセントもの引き上げを行うものとなっていたため、国保加入者への厳しい生活への負担強化を止めるべきだと厳しく指摘し、反対をいたしました。

これに対して、当局は、一般会計からの法定外繰入を1億円繰り入れ、国保準備基金も底をつくような中では、やむを得ませんと答弁し、この引き上げを正当化してきたわけがあります。

結果、この決算では、どうなったのでしょうか。引き上げ額は、世帯平均14万8,426円ではなく、15万4,994円で2万444円。15.2パーセントもの引き上げとなりました。

このことによって、一般会計からの繰入金1億円を6,000万円も減額補正するというような決算になっているわけであり。このような重大な問題点を指摘し、反対討論をいたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかに討論ございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより認定第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第2号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって認定第2号、平成24年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第3号、平成24年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。ございますか。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） 認定第3号、平成24年度、佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を別枠の医療保険に追い込み、診療報酬も別建てにすることで、安上がりの医療を押しつけ医療費削減を目的につくられた制度であります。この制度の問題点とともに広域連合議会で町長は、保険料の引き下げ、県独自の減免制度の創設、医療費の一部負担無料化などを求めた請願に反対し、加入者の負担軽減に背を向けています。

また、24年度は保険料6.09パーセントを引き上げられました。これは、年金削減のもと、制度発足以来保険料は引き上げられており、さらなる引き上げは、高齢者にとって死活問題であることを指摘して、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより認定第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第3号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって認定第3号、平成24年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第4号、平成24年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。ございますか。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） はい、笹田です。

私は、平成24年度介護保険特別会計決算認定の反対討論をいたします。

本決算の問題は、当初予算で指摘したように、平成23年度の保険料の月額標準3,500

円を、24年度から第5期計画として、5,100円に42パーセントもの大幅引き上げを行ったことです。この負担強化に対して、多くの町民の方から、厳しい声が寄せられています。

この大幅引き上げの理由の一つとされました第4期での借金、財政安定化基金貸付金6,000万円もの償還は、大きな問題があるものでした。利息がつかないという借金の性格からして、毎年2,000万円ずつの計画的な償還をし、保険料引き上げ額の減額をすべきと指摘しましたが、町当局は、その意見を取り上げてくれませんでした。その結果は、どうなったのでしょうか。

決算では、私たち、共産党町議団の指摘どおりに、公債費当初予算4,227万3,000円を2,000万円に減額しています。このことにより、結果として、約3,000万円もの基金を積み立てる決算となっています。本当に問題のある決算であることを指摘し反対をいたします。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより認定第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第4号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、挙手、多数であります。よって認定第4号、平成24年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第5号、平成24年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行いますが、ございますか。ございませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第5号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第5号、平成24年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり、認定されました。

続いて認定第6号に入ります。平成24年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行いますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第6号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第6号、平成24年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第7号、平成24年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第7号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第7号、平成24年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第8号、平成24年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第8号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第8号、平成24年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第9号、平成24年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） 討論はないようですので、終結します。

これより認定第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第9号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第9号、平成24年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて認定第10号、平成24年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより認定第10号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
認定第10号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第10号、平成24年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて認定第11号、平成24年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより認定第11号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
認定第11号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第11号、平成24年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて認定第12号、平成24年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対す要る討論を終結します。
これより認定第12号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
認定第12号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第12号、平成24年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 13 号、平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する討論を行います。討論はございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 13 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 13 号、平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 14 号、平成 24 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する討論を行います。討論はございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 14 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 14 号、平成 24 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 15 号、平成 24 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、委員長の報告に対する討論を行います。討論はございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより認定第 15 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 15 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 15 号、平成 24 年度佐用町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

ここでしばらく休憩したいと思います。

再開を議場の時計で、40 分から再開しますので、よろしくお願いします。

午前 10 時 25 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を続行します。

日程第 17 ほか本日、追加提出案件がございますが、議案書は予定案件として前もって配付いたしており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第 17. 発議第 3 号 道州制導入に反対する意見書の提出について

議長（西岡 正君） それでは、日程第 17、発議第 3 号、道州制導入に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

提案に対する提出者の説明を求めます。総務常任委員長、石黒永剛君。

〔総務常任委員長 石黒永剛君 登壇〕

総務常任委員長（石黒永剛君） それでは、ただ今、発議第 3 号とされました、道州制導入に反対する意見書提出について、提案理由をお手元に配付しております意見書を朗読し、提案理由といたします。

道州制導入に反対する意見書案。

我々町村議会は、平成 20 年の町村議会議長全国大会以来、その総意により、真の分権型社会の実現を図るため、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、政府与党に申し入れしてきたところである。

また、全国町村議会議長会では、本年 4 月 15 日に、町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは、誠に遺憾であるとする緊急声明を行い、さらに 7 月 18 日には、分権型社会の実現を図るため、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府・国会に対し要請してきたところである。

しかしながら、政府・国会議員や財界主導により、道州制導入に向けた議論が進められ、既に野党の一部においては、道州制への移行のための改革基本法案を第 183 回国会へ提出し、与党においても、道州制導入を目指す法案を国会へ提出する動きが依然としてみられる。

これらの法案では、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村は事実上の合併を余儀なくされ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

国と地方の役割分担の見直しにあたっては、権限・事務・税財源の移譲等を具体的に示し、国民に対し丁寧な説明をし、地方の意見を十分に踏まえたうえで進めるべきである。

よって、我々佐用町議会は、地方分権の推進に逆行するような道州制の導入に反対するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 10 月 7 日。

衆議院議長、伊吹文明様。参議院議長、山崎正昭様。内閣総理大臣、安倍晋三様。内閣法第九条の第一順位指定大臣、副総理、麻生太郎様。内閣官房長官、菅 義偉様。総務大臣、内閣府特命担当大臣、地方分権及び道州制担当、新藤義孝様。

佐用町議会、西岡 正。

以上であります。

なお、参考まででありますけれども、上郡町議会では、9 月 24 日最終日に、この同様の提案がなされ、賛成多数で可決されております。

ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） 発議第 3 号に対する委員長の趣旨説明が終わりました。

本発議につきましては、本日即決といたします。

お諮りします。本案については、議事の順序を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

これより発議第 3 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第 3 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、挙手、全員であります。よって発議第 3 号、道州制導入に反対する意見書については、原案のとおり可決されました。

議長（西岡 正君） ここで先ほど、休憩中に、笹田議員のほうから訂正の申し入れがあったんですが、ちょっと、私が、忘れておりまして、ここで受けたいと思いますので、許可いたします。

はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 先ほどの介護保険の反対討論の中で、この 23 年度の介護保険料の月額標準の金額を 3,500 円と言ったんですけれども、ちょっと読み間違いで、3,600 円に訂正をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、以上のとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第 18. 発議第 4 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 18、発議第 4 号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを議題といたします。

提案に対する提出者の説明を求めます。産業建設常任委員長、高木照雄君。

〔産業建設常任委員長 高木照雄君 登壇〕

産業建設常任委員長（高木照雄君） 発議第4号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について。

上記の意見書を関係方面に提出されたく、佐用町議会規則14条の規定により提出する。
平成25年10月7日提出。

提出者、産業建設常任委員会委員長、高木照雄。

理由、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源確保をするため。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書案。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの、第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6パーセントのうち3.8パーセントを森林吸収量で確保と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記、自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月7日。

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。

兵庫県佐用町議会議長、西岡 正。

議長（西岡 正君） 発議第4号に対する委員長の趣旨説明が終わりました。

本発議につきましては、本日即決といたします。

お諮りします。本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思いますので、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。そのように決めます。
これより発議第 4 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第 4 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって発議第 4 号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 79 号 平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（西岡 正君） それでは日程第 19、議案第 79 号、平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 79 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、先月 9 月 4 日の台風 17 号及び前線による豪雨によって発災した道路、河川、農地等の災害復旧事業費を追加するものでございます。

はじめに、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,650 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 131 億 8,311 万 2,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明をさせていただきます。

まず、歳入からであります。分担金及び負担金につきましては 40 万円の増額で、農林水産業費分担金でございます。

国庫支出金につきましては、1,067 万 2,000 円の増額で、公共土木施設災害復旧費負担金でございます。

県支出金につきましては、556 万 6,000 円の増額で、県単独補助治山事業補助金でございます。

寄附金につきましては、37 万 5,000 円の増額で、農林水産施設災害復旧費寄附金でございます。

繰入金につきましては、3,898 万 7,000 円の増額で、財政調整基金繰入金でございます。

町債につきましては、1,050 万円の増額で、公共土木施設災害復旧事業債でございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。

農林水産業費につきましては、825 万円の増額で、災害関連の県単独補助治山事業でございます。

災害復旧費につきましては、5,825 万円の追加でございます。農林水産施設災害復旧費におきましては、2,225 万円の追加、公共土木施設災害復旧費におきましては、3,600 万

円の追加でございます。

以上、簡単でございますが、補正予算の提案の説明とさせていただきます。ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決といたします。

これから質疑を行います、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） その追加、補正の分でございますけれど、どこの集落が被害あったんかいう、ちょっと集落の名前を二つ、三つ教えていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） どちらからでしょう。

農林振興課長のほうから、お願いできますか。

農林振興課長（茅原 武君） 主なところですけども、佐用の、旧佐用地域でございましたら、口金近、それから庵、桑野のあたり、それから、江川の福澤ですね。

それから、上月地域でしたら、本郷、大日山、それからあとが、櫛田、下秋里、上秋里、家内、まあ、このあたり。

それから、南光地域におきましては、多賀、それから、中島、小山、宝蔵寺、それから、三河のほうですね。中三河、船越、このあたり。

それから、三日月地域におきましては、三日月の三日月といわれるあたりと。それから、あと真宗、徳平、それから本郷、南広地域、三原のあたりですね、このあたりでございます。

議長（西岡 正君） それでは、建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 建設課長が申し上げた地区と、だいたい似ているんですが、

ああ、ごめんなさい。すいません。失礼いたしました。

農林振興課長が申し上げた、だいたい地区が似かよっております、災害査定を受けようとしている件数が4件ございまして、河川で佐用地区です。それと、桜山で金山川、櫛田で様ノ奥川。道路では、奥長谷を査定を受けようと考えております。

地区としては、だいたい、同じようなところでございます。

以上です。失礼いたしました。

議長（西岡 正君） はい、ほかにもございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 先ほどの、その農業災害なんですけども、例えば、佐用地域の中で、

山脇のほうなんですけども、水路に土砂がたまるということで、川からじゃなくって、溪流というか、山側から流れてきて土砂がたまって取ってほしいという意見も、たくさんか、何件かあるんですけども、土砂を取ってもらえないんだということで、災害にかからないということなんですけど、だいたい土砂を取る時の、その規定というか、基準は何、上から見ると分かりにくいんですが、何を基準に、できる、できないを決められるのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 基本的には、農地があるということですね。土砂であればね。あとまあ、施設、農道があるとか、農林関係でございますけども、そういったものがあると。そういったところへ、土砂が入っておれば、これは、除去するということが、少額のものについては、これは地元でやっていただくと、5万円とか、そういう程度のものにつきましては。

あとは、耕作がされていないところですね。実際は、昔、畑であったとか、田んぼであったとかいうようなところで、耕作がされていないところ、これは農業が、現に行われていないというようなところにつきましては、全て、山がくえたからといって、除けるというのも、なかなか難しいところがございます。

それが、二次災害的に起きてくるようなところにつきましては、治山でやるとか、そういった問題が出てくると思いますけども、ケース、その今、おっしゃるようなところが、どういうケースなのかというのが、分かりませんので、これがというのが、決まった、形で決まったというものは、なかなかこう、表しにくい、現場見て、対応するということがございますので。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 見るからに、その場所は、水路といっても、結構、幅の広い水路で、ほ場整備もしてあるので、広いんですが、耕作も両側、全部周りしてあります。

で、そういったところで、山の、何か、元々、池かダムかあったらしいんですが、そこから、そこを、ちょっと現地、見に行っていないんですが、山の、この土砂がずっと流入して、水路がつまったというので、本当に、私も見たら、その深さとかが分かりにくいんですけど、今、基準がないということなんですけど、例えば、長い区分で、たまっていると、量は多くても、高さとしては低いと思うんですけど、やはり、長ければ長くて、個人的に取ろうとしても、取りにくいというような状況もあると思うんですけど、そのへん、よく現場へ行って、関係者などと話されて、基準というか、するかしないかというのをね、ぜひ決めてほしいと思うんですが、職員だけで見た感じで言われますと、やはり、本人というか、その関係者の方は、納得されていないように思うんですが、そのあたりは、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今おっしゃる山脇の件ということですね。これは、また、1回、職員のほうにも確認しまして、どういう状況かということで、対応させていただきたいと思います。現場を見ながらということですね。

山脇の池があるあたり。古い池があるあたりですね。あのお話しだったらね。だいたい、上のほうの、裏のあたりということですね。お寺の。そうじゃないですか。

あのあたりかなと思って、話聞いたんですけど、また、1回。

今、自治会長さんから、それぞれ豪雨の時に、提出していただいた中には、そういったものが含まれておりませんので。水路という形ではね。山脇でありましたらですよ。そこであればということですよ。

農道であるとか、林道であるとかいうようなものが、山脇では出てきておるんですけども、法面の崩壊があったとか（聴取不能）。

また、現場、確認するよということ、見てみます。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） すいません。農林水産費、現年災害の町単で1,300万挙がっているんですけども、このうちですね、かねてからの課題というか、問題になっている、その河川改修後の新設された用水路関係、ここの土砂の取り除きなんかの案件というのは、具体的に何カ所か挙がってきていますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今、私どもが持っている資料の中では、ここと、ここというのが、なかなか、ピンポイントでは捉えておりませんが、水路につきましては、この金曜日に集計しました関係で、全部の出てきているのが103件ほど、水路じゃないんですよ。全体がね。この中で、71件ぐらいが水路の土砂がたまっておるといような状況でございます。

ですから、大半が水路というようなことですので、ケースとしては、多いのは、平福。それから、私が見て回ったんでは、幕山地区、それから、水路でいきますと三河のあたり、あと河川改修ですから、三河は、直接河川改修ないですけど、あと、佐用の横坂あたり、このあたりが、水路としては、堤外水路をつくった部分に土砂が多くたまっておるといふふうに見ております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） ずっと、この議会の中でも、河川改修の工事の進捗見ながら、高木議員とか矢内議員が、ずっと指摘なり提起されていると思うんで、課題は、まだ、この2、3年間続くと思うんですよ。だから、もうちょっと具体的にね、新設の、その改修後の堤外水路の関係での状況というのは、なるべく早く把握しておく必要があるんじゃないかなと思うのと。

町長に、これちょっとお伺いなんですけども、結局その、農家からすると、用水路の土砂の流入というのは、近々の課題じゃなしに、もう、この時期になってくると、来年の水上げまでにやればいいということで、台風の状況なんかも見ても、この9月の時に土砂入ったんやけど、9月、まだ以降台風があれば、当然、同じような水量出れば、また、上げたところがたまるということで、土砂上げを見合わせている水利関係者というのは、多分、相当数あると思うんですよね。

だから、来年の水上げまでにすると。だから、実際に、その災害の応援をしていただきたいという申請の趣旨からすれば、時期を逸しずには町のほうにお願いをして対応するというのが、制度上の本旨だと思うんやけども、多分、来年度、もしくは本年度の終わりぐらいに、そういうことで、要望が出てくる可能性というのは、僕は、多くあると思うんですよね。

それに対して、どのような対応されるのか。当然、今、お話しというんか、聞いているのは、新設の堤外水路なんかの分ですね。復旧に伴って、井堰かえて新設された分の土砂の流入というの内容なんですけども、そのあたりは、まだ、状況見ながらということになりますか。

それとも、もう、実際には、この災害が起きた時に、国庫になるか、ならないかは別にして、その直後に申請をしていただいて、町としては、対応していくんだと、どういうふうな姿勢取られていますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この水路の問題は、今回の、特に、河川改修の中で、ああした構造的なですね、やはり問題があります。

で、それと、もう一つは、河川がまだ、土砂がですね、河川の中の土砂が、工事をしたばかりということでですね、非常にまあ、偏った、たまりやすいというようなね、そういう、その状況も加えてあるのではないかと思いますけども。

大雨のたびにですね、水路に土砂がたまってくるという、これは、今後、非常にまあ、今、構造的に、なかなか対応しにくい、できないというですねことで、これ非常に大きな課題だなと思っておりますけれども、当面の、その復旧といいますか、土砂取りのけにつきましたは、ほとんどが、補助事業には、当然なりません。補助事業というのは、県からとか、ああいうふうな国の補助事業になるような大きなものではございません。

町単の災害という形で、補助をしていかなきゃいけないということになりますので、今回の今、課長が今、見て回ったり、集計している100件あまりの、この災害、その中でも、ほとんどが、町単のような、今回、小さな、今、小規模の災害という形になって、その中でも水路が70件以上あるというような形になってますけども、ですから、これを、いつ、

その取り除いて工事をするか。やっていただくか。この点については、当然、今まだ、今、また、台風も接近しておりますし、その次も、まだ、分かりません。

ですから、水が、用水路ですから、農業用水ですから、今、当面、そういう用水が必要でない時期に、今、上げて、また、すぐたまるというようなことでは、むだなこととなりますので、この実際に施工するにあたっては、よく時期を見てですね、やっていきたいと思えますし、まだ、これから、申請がされる場所については、それは、それで同じような状況、確認すればですね、それは、町単ですから、特に、国のほうに、災害の補助申請という形を、全部しなきゃいけないということではないので、それは、対応はできると思っております。

できるだけ、今回のね、災害については、一応、その取りまとめていかなきゃいけないので、多分、自治会長さんには、そういう通知をしているので、そういう状況になっているところは、ほとんど全部、申請はいただいていると思うんですけどもね。はい。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 状況をね、想像するんに、多分、同じことだと思うんですよ。

それで、具体的にお願いをしたいかというのが、想定される問題としたら、先ほども言いましたように、もうこの、だいたい水、全部切っちゃって、用水路としては、これから先、半年間使わないですよ。で、それをすぐに上げるということできないという、どっちみち、また、雨が降ったらたまるだろうということで、現に本年度ですね、春からこっち水が必要な時に、上げてたまって、上げてたまっていうのをやっているところも、何箇所か聞いてますんでね、それからすると、今、町長が答弁されたような対応を、ぜひお願いしたい。

で、もう一つは、年度末になった時の問題だと思うです。町単がゆえに、予算がなくなった時に、例えば、3月の終わりぐらいに、地元しては、土砂上げをしたいんやと。現場見てくれと言ったら、金がないと言われるのが、一番困る話で、そういう問題だけないようにね、柔軟な対応をね、お願いをしておきたいなというふうに思います。

まああの、状況はね、多分、長谷、平福なんかの状況を聞いていても、幕山川もやっどできて、これから先、起きてくる状況も似たようなことで、規模の大小があると思うんです。当然、全体は、町単だと思うんやけど、これまでに聞いていたら、平福とか長谷、大きな水路があるんでね、場合によったら、その、タイムリーに、やっぱり国庫要請しないといけない場合なんかもできましようし、とにかく、その現場の状況に応じてね、柔軟な支援策というんか、対応を、ぜひお願いしたいなというふうに思っています。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、石堂議員との関連ですけども、5ページを見ていただきたいんですが、農林災害の現年災害復旧費の財源内訳で、国県支出金がないというのは、今、町長、説明されたように、言われるように、40万円以上の査定にかかる水路でも、70件

余りの水路の工事がなかったということは、これでは、当然、理解できるんですけども、問題はね、災害復興室長が、議会に約束されていることがあるんです。

それ、何かというと、この工事が終わるまで、また、工事終わったとしても、河床が安定するまでね、堤外水路の土砂問題というのは、いつまでもあると。だろうということは、復興室長言われてね、で、当然、そのことについてはね、県としても、援助すると。で、工事期間中、工事後もね、安定するまではとまで言われておるんですね。これは、現地調査も含めて、議会全員が聞いたふうに、私は思っておるんですけども、私は、そのように確認したんですが、復興室長は、そのように言われたら、いわゆる国県支出金というのは、普通の査定にかかるから、かからないから補助がないという問題だけじゃなくて、この堤外水路問題については、復興室長は、そのように言明されている。私は、聞いておるんですけども、そういうことであればね、当然、復興室長に、そういった対応を求められるべきじゃないか。

ほかの議員の方に聞かれてもいいんですけども、私は、そのように聞いてました。その点なんか、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。農林振興課長ですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まだ、工事中ですし、そういう問題が、終わったところで、次、出てきた中で、県のほうにも、そういう問題が、これからずっと続く、これからの将来に向けてのですね、これ課題ということで、何らかの対策、対応をしてほしいということ、このことは、私らも、私も、申し入れております。

その中で、工事中について、県としてもできるだけの対応はしますというような、室長のお話だったというふうに聞いておりますけども。

今回についても、こういう災害の中で、全て、どういう状況になっているかということも、当然、県のほうにも、きちっと報告もしなきゃいけませんし、その支援についてですね、県が、どこまでやっていただけるのか。これについては、当然、その内容報告といたしますか、説明をする上で、こちらからも話をさせていただくということで考えたいと思います。

ただまあ、県としても、なかなか、まあ、工事そのものであれば、支出できる場所があるんでしょうけれども、そのいわゆる予算的にですね、室長の範囲の中でですね、そういう言葉があったとしても、実際に、それができるのかどうか。このへんは、いろいろと県のことも、室長の話も、こちらでも聞かせてもらわなきゃいけないというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。

ないようですので、これで、本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第 79 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 79 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 79 号、平成 25 年度佐用町
一般会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 20. 議案第 80 号 訴えの提起について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 20、議案第 80 号、訴えの提起についてを議題といた
します。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今提案をさせていただきました議案第 80 号、町道
徳久 13 号線の妨害物撤去及び損害賠償請求の訴えを提起することにつきまして、ご説明
を申し上げます。

本件町道徳久 13 号線は、旧南光町において町道認定をされて以降、町が管理し、町民
が通行に利用をしてきた道路でございます。

ところが、平成 20 年 10 月頃、議案書に記載しております被告が道路敷地の一部は自己
の所有地であり、全てを町道認定したのは不当であるとの主張により、道路上に石やコン
クリートブロックを置いたり、看板を設置し、通行妨害をいたしました。このため、本件
町道を唯一の進入道路として使用し、道路に直接の利害関係を有する 2 名の方が、町に道
路管理者としての適切な対応を求めてこられました。

町は、原状回復を求めましたが応じられなかったため、神戸地方裁判所龍野支部に民事
調停を申し立て、5 回の調停が開かれましたが不調に終わり、次の手段として、同支部に
妨害物除去仮処分命令の申立をしたところ、これが認められ妨害物の撤去命令が下されま
した。

被告は、同年 7 月 1 日に自分で妨害物を幅員 2.5 メートルより外に撤去するとともに、
同支部に対して町が 1 カ月以内に訴訟を起こすことを申し出し、同支部もこれを認めまし
た。

しかしながら、町が妨害物を除かれたこと及び訴訟については 1 カ月以内では議会手続
き等があり困難と判断をして、妨害物除去仮処分命令の申立を取り下げましたところ、被
告は、同年 8 月 11 日頃、再度、妨害物を幅員 2.5 メートル以内に移動させ、通行を妨害
するに至りました。

これを受け、直接道路の通行に支障のある 3 名が、佐用町と被告を相手に訴訟を提起、
町に対する請求内容は、本件道路が町道であることの確認と、道路管理者が管理責任を怠
ったことによる精神的損害の慰謝料 150 万円及びその遅延損害金の賠償を求めるものとな
っております。

これらに対し、町道管理者としての責務がある町といたしましては、被告に対して本件
町道上の妨害物の撤去を請求する訴訟を提起することが適切な法的措置と判断し、本件訴
訟を提起することといたしました。

請求の内容は、被告に対して、妨害物の撤去と調停から訴訟提起に至る弁護士費用の一部と直接道路の通行に支障のある3名が訴訟で町に請求している損害賠償金の請求を主な内容とするものでございます。

なお、併せて訴訟代理人の選任、和解の内容、上訴、その他本訴訟に関する事項は、町長に一任していただくことを了承いただくようお願いを申し上げ提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案については、本日即決といたします。
これから質疑を行いますか、ございますか。ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結します。
これより、議案第80号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第80号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第80号、訴えの提起については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 請願第3号 佐用町住宅リフォーム工事助成制度の創設を求める請願の継続審査について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第21、請願第3号、佐用町住宅リフォーム工事助成制度の創設を求める請願の継続審査についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から、委員会において審査中の請願第3号、佐用町住宅リフォーム工事助成制度の創設を求める請願について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の委員会の継続審査の申し出があります。

審査を付託しております産業建設常任委員長の発言があれば、許可をいたします。ございますか。ありませんか。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） あります。

16番（鍋島裕文君） 継続審査に賛成か、反対かの討論をするんじゃないかと思っております。

ど。

議長（西岡 正君） それでは、継続審査にすることに、採決ですよな。

〔鍋島君「の討論、討論ね」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 討論あります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 委員会で議論して、委員会でも反対、継続審議反対をさせていただきました。その趣旨を本会議で諮らせていただきたいために、討論させていただきます。

住宅リフォーム制度の創設を求める町民の多くの方からの請願に対し、委員長報告、委員会は、継続審査となりました。継続審査に反対し、即時議決を求めて、討論いたします。

住宅リフォーム制度は、地域における経済効果だけでなく、とりわけ、町入札にも入れない零細業者への振興策として、その有用性が多くの地域で認められてきています。全国的には、今年5月8日現在で、562自治体で制度化され、兵庫県でも14自治体が制度化しているわけであります。とりわけ、この請願を審査した産業建設委員会では、昨年11月19日に福井県高浜町を視察し、住宅リフォーム制度が、居住環境整備と地域経済の活性化に有効であり、特に、町内零細業者に大きく寄与することを委員全員で確認し、その後の昨年12月議会で委員会を代表し、岡本義次議員と私が、その実現を求めて、一般質問を行った経過があります。これのことからも、多くの町民の方からの本請願は、継続審議ではなく、即時議決をするのが当然であることを指摘し、継続審査に反対致します。

議長（西岡 正君） はい、賛成の方、討論ございますか。

ないようですので、討論を終結します。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の委員会の継続審査とすることに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、賛成、多数であります。よって、委員長からの申し出のとおり、請願第3号を閉会中の委員会の継続審査とすることに決しました。

日程第22. 閉会中の委員会所管事務調査等について

議長（西岡 正君） 続いて日程第22に入ります。

日程第22は、閉会中の委員会所管事務調査等についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（西岡 正君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。これもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）

ご異議なしと認めます。よって、第 56 回佐用町議会定例会はこれもちまして閉会いたします。

閉会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本第 56 回の定例会は、9 月 10 日から 28 日間、今日までかけて審議をまいりました。

主に、24 年度の決算審議が中心でありましたけれども、その他、25 年度の一般会計等々ですね、皆さん方には、慎重にご審議をいただき、適切妥当な答えが得られたと思います。

またですね、これから、まだ暑いとは言いますが、徐々に寒くなってまいります。議員各位におかれましては、お体を十分ご自愛いただきまして、議会活動にご専念をいただきますようお願いを申し上げます。

そして、また、町長をはじめ、各課長におかれましては、質問に対し、丁寧な答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

先ほども、議員各位に申し上げましたとおり皆さん方におかれましても、これから、十分、お体をご自愛いただきまして、町発展のためにご尽力いただきますことを、心からお願い申し上げます。閉会の挨拶にかえさせていただきます。

町長、挨拶をお願いします。

はい、町長。

町長（庵途典章君）

それでは、閉会にあたりまして一言、お礼のご挨拶を申し上げます。

まずは、今 9 月議会、24 年度の決算の認定並びに、多くの案件を提案をさせていただきましたけれども、それぞれ十分、ご審議をいただきまして、全て、原案どおり認定、また、承認をいただきまして誠にありがとうございました。

私といたしましても、この任期、最後のこの、9 月定例議会でもございました。まずは、改めまして、この 4 年間、皆さんには、いろいろとご指導いただき、また、ご支援をいただきまして、本当にありがとうございました。

特にこの、私の進めさせていただきました 4 年間、災害にはじまり、また、災害の復旧、復興、その対応に明け暮れた 4 年間でありましたけれども、皆様方に、非常に、いろいろとご指導も、また、ご支援をいただきながら、おかげさまで今、復興事業もですね、順調に進んでおります。

特に、河川の大規模改修と来年度の完成に大方のめどが立ってきたということで、喜んでおります。

そういう中で、新しい資源、再生エネルギー、太陽光発電事業などの事業にも取り組んでいく、一つの事業も始めることができたということ、大変嬉しく思っております。

この災害にあたりましては、被害者の皆さん、特に、亡くなられた方、そのご遺族の皆

さんの、大変な辛い日々であったというふうにお察し申し上げます。

私も、もう二度と、こういうこと、経験をしたくないような経験もさせていただきながら、一生懸命努めてまいったつもりでございます。この、何とか、皆さんの本当に暖かいご協力とご支援の中で、この4年間を務めさせていただきましたことに、心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

私の任期も、もうすぐ終わりますけれども、改めて選挙も近づいております。

再び、町民、皆様のご信任をいただくように努力をして、さらに町の安定と発展のために尽くしていきたいと考えておりますので、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

今、議長のお話しのように季節もですね、この9月の開会の時から、はや1カ月で、かなり秋らしく変わってまいりました。これから、一番、1年でも一番いい季節を迎えます。皆様におかれましては、それぞれ健康にご留意いただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。お礼のご挨拶にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、それでは、御苦労さんでした。

午前11時28分 閉会
